

名古屋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第5号

名古屋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市公衆浴場法施行条例（平成24年名古屋市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第 4条及び第 5条を次のように改める。

（普通公衆浴場の衛生措置等の基準）

第 4条 法第 3条第 2項の規定による公衆浴場の換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準（以下「衛生措置等の基準」という。）（構造設備に係るものに限る。）のうち、第 2条第 1号に規定する普通公衆浴場に係るものは、次のとおりとする。

- (1) 脱衣室、浴室その他入浴者の浴用に供する場所には、換気及び採光又は照明を適切に行うことができる設備を設けること。
- (2) 脱衣室、浴室その他入浴者の浴用に供する場所は、次に掲げる基準を満たしていること。

ア 男女別に区画し、相互に見通すことができない構造とすること。

- イ 浴場外から容易に見通すことができない構造とすること。
- (3) その床面積が、次のアからウまでに掲げる設備等の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる面積以上である設備等を有する浴室が、男子用及び女子用それぞれ 1以上設けられていること。
- ア 脱衣室 12平方メートル
 - イ 洗い場 12平方メートル
 - ウ 浴槽（湯を使用するものに限る。） 3平方メートル
- (4) 脱衣室は、次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 床は、不浸透性の構造その他の公衆衛生上支障がない構造とすること。
 - イ 浴室とは扉等により区画されていること。
 - ウ 入浴者の衣類等を各人ごとに保管できる設備を設けること。
- (5) 浴室は、次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 周壁は、床面からおおむね 1メートルまでは不浸透性材料で造ること。
 - イ 床は、不浸透性材料で造り、洗い場での使用水等が停滞しないように適当な勾配を設けるとともに、排水に適した構造とすること。
 - ウ 洗い場には、適当な数の湯栓を設けること。
- (6) 浴槽は、次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 不浸透性材料で造り、かつ、排水に適した構造とすること。
 - イ 側壁の高さは、浴槽の周囲の床面からおおむね 5センチメートル以上とすること。ただし、洗い場での使用水等が浴槽内に流入しないための必要な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (7) 屋外に浴槽その他入浴者の浴用に供する場所を設ける場合は、前号に掲げるもののほか、次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 屋外の浴槽その他入浴者の浴用に供する場所は、脱衣室、浴室等の屋内から直接出入りできる位置に設けること。
 - イ 屋外の通路等は、不浸透性の構造その他の公衆衛生上支障がない構造とすること。
 - ウ 屋外には、洗い場及び脱衣所を設けないこと。
 - エ 屋外の浴槽水（浴槽内の湯又は水をいう。以下同じ。）が浴室の浴槽に流入しない構造とすること。

- (8) ろ過器を設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。
- ア ろ過器は、1時間当たりの処理能力が浴槽の容量以上のものであること。
 - イ ろ過器は、逆洗浄（湯又は水を逆流させてろ過器内を洗浄することをいう。以下同じ。）その他の適切な方法により汚れを排出することができる構造とすること。
 - ウ ろ過器に湯又は水を送る経路上に集毛器を設けること。
 - エ ろ過器内に湯又は水が入る直前に塩素系薬剤の注入口又は投入口を設けること。
 - オ ろ過した湯又は水が浴槽の底部に近い部分から流入される構造その他の公衆衛生上支障がない構造とすること。
- (9) 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を浴用に供しない構造とすること。ただし、次に掲げる措置を講ずる場合は、この限りでない。
- ア 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を、当該湯又は水を回収する槽（以下「回収槽」という。）を経由して、ろ過器に送る構造とすること。
 - イ 回収槽は、内部を容易に清掃できる位置及び構造とすること。
 - ウ 回収槽の湯又は水を消毒することができる設備を設けること。
- (10) 気泡発生装置等（気泡発生装置その他の水の微粒子を発生させる設備をいう。以下同じ。）を設ける場合は、空気取入口からほこり等が入らない構造とすること。
- (11) 打たせ湯を設ける場合は、循環している浴槽水を用いない構造とすること。
- (12) 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造とすること。
- (13) 蒸気室又は熱気室（以下「蒸気室等」という。）を設ける場合は、次に掲げる基準を満たしていること。
- ア 床は、不浸透性の構造その他の公衆衛生上支障がない構造とし、汚水等が停滞しないように適当な勾配を設けるとともに、排水に適した構造とすること。
 - イ 換気を適切に行うため、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。

ウ 蒸気室等の室内の状態を容易に見通すことのできる構造とすること。

エ 室内には、非常用ブザー等を備えること。

(14) 排水溝、排水管及び汚水だめは、不浸透性材料で造り、臭気の発散、汚水漏れ等を防ぐための必要な措置を講ずること。

(15) 便所は、次に掲げる基準を満たしていること。

ア 各脱衣室に設けること。

イ 適当な換気設備及び流水式手洗設備が備えられていること。

2 法第 3条第 2項の規定による衛生措置等の基準（構造設備に係るものを除く。）のうち、普通公衆浴場に係るものは、次のとおりとする。

(1) 脱衣室、浴室、蒸気室等その他入浴者の浴用に供する場所は、換気を十分に行うこと。

(2) 脱衣室、浴室及び蒸気室等の照度は、床面において50ルクス以上とし、その他入浴者の浴用に供する場所の照度は、床面において20ルクス以上とすること。

(3) 施設は、常に清潔を保ち、随時消毒及び昆虫の防除を行うこと。

(4) 入浴者の浴用に供する湯又は水は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 規則で定める水質基準を保つこと。

イ 湯栓及び水栓から供給される湯又は水には、浴槽水及び再利用をした湯又は水を使用しないこと。

ウ 湯栓及び水栓から供給される湯又は水が飲用に適さないときは、入浴者の見やすい場所にその旨を表示すること。

(5) 前号アに掲げるもののほか、浴槽水は、常に満ちているようにし、次に掲げる措置を講ずること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

ア 塩素系薬剤を用い、浴槽水に含まれる遊離残留塩素濃度を 1リットルにつき 0.4ミリグラム以上に保つようにして消毒すること。

イ ろ過器を設ける場合は、規則で定めるところにより、浴槽水の水質検査を行うこと。

(6) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に排水して清掃すること。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあっては、毎週 1回以上、浴槽水を完全に排水して

清掃すること。

(7) ろ過器その他の設備は、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器は、毎週 1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを排出し、及び消毒すること。

イ 湯又は水を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週 1回以上消毒すること。

ウ 集毛器は、毎日清掃し、及び毎週 1回以上消毒すること。

エ 気泡発生装置等は、定期的に清掃し、及び消毒すること。

オ 浴槽から浴槽外にあふれ出た湯又は水を回収する配管及び回収槽の内部は、頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、回収槽の湯又は水を塩素系薬剤を用い消毒すること。

カ 湯又は水を浴槽とろ過器等の間で循環させるための配管の内部に生物膜がある場合には、これを除去すること。

キ 浴槽とろ過器の間に設けられた設備等は、定期的に清掃し、及び消毒すること。

(8) 貯湯槽の湯の温度は、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。

(9) 第 5号アに規定する浴槽水の消毒、同号イに規定する浴槽水の水質検査その他施設の衛生管理に係る措置の実施状況について記録し、及び保存すること。

(10) 入浴者には、くし、タオル、かみそり等を貸与しないこと。ただし、入浴者 1人ごとに消毒した清潔なものを貸与する場合は、この限りでない。

(11) 入浴者の見やすい場所に入浴者が遵守しなければならない事項を掲示すること。

(12) 男女（小学校就学の始期に達しない者を除く。）を混浴させないこと。

(13) 善良な風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真その他の物品を掲げ、又は備えないこと。

(14) 従業員に風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。

(その他の公衆浴場の衛生措置等の基準)

第 5条 法第 3条第 2項の規定による衛生措置等の基準（構造設備に係るものに限る。）のうち、第 2条第 2号に規定するその他の公衆浴場に係るものは、前条第 1項各号（第 2号、第 3号及び第15号アを除く。）に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱衣室及び洗い場は、適当な広さを有すること。
- (2) 脱衣室、洗い場その他入浴者の浴用に供する場所は、次に掲げる基準を満たしていること。ただし、市長が風紀上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

ア 男女別に区画し、相互に見通すことができない構造とすること。

イ 浴場外から容易に見通すことができない構造とすること。

- (3) 便所は、脱衣室等入浴者が利用しやすい場所に設けること。

2 法第 3条第 2項の規定による衛生措置等の基準（構造設備に係るものを除く。）のうち、その他の公衆浴場に係るものは、前条第 2項の規定を準用する。

第 6条を第 7条とし、第 5条の次に次の 1条を加える。

（衛生措置等の基準の特例）

第 6条 普通公衆浴場の営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、市長が風紀上支障がないと認めた場合は、第 4条第 1項第 2号ア及び同条第 2項第12号に定める基準によらないことができる。

- (1) 一の脱衣室及び浴室等を、入浴者と同一の世帯に属する者（入浴者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹に限る。）その他のこれに準ずる者として市長が別に定める者のみに利用させる場合
- (2) 一の脱衣室及び浴室等を、入浴に介助を必要とする者及びその者を介助する者のみに利用させる場合

2 その他の公衆浴場の営業者は、前項各号のいずれかに該当する場合であつて、かつ、市長が風紀上支障がないと認めた場合は、前条第 1項第 2号ア及び同条第 2項において準用する第 4条第 2項第12号に定める基準によらないことができる。

3 その他の公衆浴場の営業者は、前項のほか、前条に定める基準について、利用目的又は利用形態により、この基準により難しい場合であつて、かつ、市

長が公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めた場合は、この基準によらないことができる。

附 則

- 1 この条例は、令和 8年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 4条の改正規定（第 4条第 2項第 1号から第 7号まで、第 9号及び第11号に係る部分に限る。）は同年 7月 1日から、第 4条の改正規定（第 4条第 2項第12号に係る部分に限る。）は同年10月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の名古屋市公衆浴場法施行条例（以下「旧条例」という。）第 4条第 1号、第 2号、第 4号から第 7号まで、第 9号及び第11号から第13号までの規定は、施行日以後も、令和 8年 6月30日までの間（旧条例第 4条第13号の規定にあっては同年 9月30日までの間）、なおその効力を有する。
- 3 施行日から令和 8年 9月30日までの間におけるこの条例による改正後の名古屋市公衆浴場法施行条例（以下「新条例」という。）第 6条の規定の適用については、同条第 1項中「同条第 2項第12号」とあるのは「名古屋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（令和 8年名古屋市条例第 5号）による改正前の名古屋市公衆浴場法施行条例（以下「旧条例」という。）第 4条第13号」と、同条第 2項中「第 4条第 2項第12号」とあるのは「旧条例第 4条第13号」とする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置されようとしている次に掲げる公衆浴場に係る構造設備の基準については、新条例第 4条第 1項及び第 5条第 1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この条例の施行後に構造設備を変更しようとする場合における当該変更後の構造設備（当該変更部分に限る。）については、この限りでない。
 - (1) 公衆浴場法（昭和23年法律第 139号）第 2条第 1項に規定する許可を受け、又はその申請をしている施設
 - (2) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 6条第 1項又は第 6条の 2第 1項の規定による確認の申請がされている施設